

平成 18 年 4 月 1 日からの予防接種法改定について

(平成 17 年 10 月 18 日現在の院長の見解)

.日本脳炎 3 期 (中学 3 年) は廃止になった。(すでに平成 17 年 7 月 29 日から施行)

.DPT1 期は DPT のみ (DT は認めない)、2 期は DT を定期接種とする。

(すでに平成 17 年 7 月 29 日から施行)

.MR (麻疹風疹混合ワクチン) 2 回接種について

1) 1 期 : 1 才 ~ 2 才未満 (1 才の誕生日から 2 才の誕生日の前日まで)

2 期 : 小学校入学前の年の 4 月 1 日から入学の年の 3 月 31 日まで (年長児の間)

2) 平成 18 年 4 月 1 日以降は麻疹・風疹の単独ワクチンは次の場合を除いてすべて公費外となる。

a) 2 才まで、麻疹ワクチン未・風疹ワクチン済の場合の麻疹ワクチン

b) 2 才まで、風疹ワクチン未・麻疹ワクチン済の場合の風疹ワクチン

3) 従って、平成 16 年 4 月 1 日以前に生まれた児は何か何でも平成 18 年 3 月 31 日までに接種を済ませなければならない。

4) 平成 16 年 4 月 2 日 ~ 平成 17 年 4 月 1 日生まれの児も、「1 才になったらすぐに麻疹ワクチンを」という原則から、単独ワクチンの接種を勧める。

5) しかし、平成 17 年 3 月生まれの児は麻疹ワクチン接種後 1 ヶ月開けて風疹ワクチンを平成 18 年 3 月 31 日までに終えることが難しいので麻疹・風疹とも単独での接種は勧めないで平成 18 年 4 月 1 日以降の MR1 期として接種してもらう。

6) 今のところ MR2 期の対象は、a) MR1 期を受けているもの

b) これまで単独ワクチンを全く受けていないもの

麻疹あるいは風疹のどちらか、または両方を単独で受けてある児は MR2 期の対象にはならない。

従って、a) 平成 17 年 4 月 2 日以降生まれの児と 5) の児は平成 22 年 ~ 23 年以降の MR2 期に該当する。

b) これまで全く麻疹・風疹ワクチンのどちらも受けていない年長児は平成 18 年 4 月 1 日から MR2 期 (実際は初接種) として公費で受けられる。

7) かといって、今のところ、年長児まで接種を待たせるということはずに、1 才を過ぎた未接種児にはすぐに単独ワクチンの接種をすすめること。